

供託書
(雑)



申請年月日	平成 22年 11月 18日
供託所の表示	高知地方法務局

供託者の住所氏名	780-0806 高知市知寄町2丁目4-10-404
	坂本 茂雄

被供託者の住所氏名	780-8520 高知市丸の内1丁目2番20号
	高知県

供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	¥ 8 5 0 0 0

上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。

平成 22年 11月 18日

高知地方法務局

供託官 山本 ゆかり



字加入	字削除	頁																					
法令条項	民法第494条	平成22年度金第 576号																					
供託の原因たる事実	<p>被保証者より県議会議員で及び供託者に対し、下記のとおり議会用務費を以て取り立てられたり、17日間の費用弁償として下記金額の利息を振り込まれた。しかし、供託者としては不当利得であり、受け取りを拒否し、供託者に対し11月18日に提供した。受領を拒否したため供託しす。</p> <p>記</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年9月16日</td> <td>議務委員会(平成22年8月4日分)</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議会運営委員会(平成22年8月19日分)</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月28日</td> <td>9月定例会(10日分)</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成22年9月24日、30日、10月1、4、5、6、7、8、12、14日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>議会運営委員会(平成22年9月19日)</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>平成22年11月16日</td> <td>決算特別委員会(4日分)</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成22年10月21、27、28、29日)</td> <td></td> </tr> </table>		平成22年9月16日	議務委員会(平成22年8月4日分)	5,000円		議会運営委員会(平成22年8月19日分)	5,000円	平成22年10月28日	9月定例会(10日分)	50,000円		(平成22年9月24日、30日、10月1、4、5、6、7、8、12、14日)			議会運営委員会(平成22年9月19日)	5,000円	平成22年11月16日	決算特別委員会(4日分)	20,000円		(平成22年10月21、27、28、29日)	
	平成22年9月16日	議務委員会(平成22年8月4日分)	5,000円																				
	議会運営委員会(平成22年8月19日分)	5,000円																					
平成22年10月28日	9月定例会(10日分)	50,000円																					
	(平成22年9月24日、30日、10月1、4、5、6、7、8、12、14日)																						
	議会運営委員会(平成22年9月19日)	5,000円																					
平成22年11月16日	決算特別委員会(4日分)	20,000円																					
	(平成22年10月21、27、28、29日)																						
1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権																							
2. 反対給付の内容																							
備考																							